

福木小学校ほか16校校舎照明LED化ESCO事業公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和7年2月20日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 事業概要

(1) 事業名

福木小学校ほか16校校舎照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 事業内容

福木小学校ほか16校校舎の直管型蛍光灯、ダウンライト等、LED照明以外の照明器具を全てLED照明に更新する。

詳細は「福木小学校ほか16校校舎照明LED化ESCO事業募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりに（グラウンド照明は除く）。

(4) 事業費限度額

345,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ ただし、本事業の契約は、予算の成立を条件とするものであり、条件が不成立になった場合には、本事業は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

2 受託候補者の特定及び契約について

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。詳細は「募集要項」のとおりに。

3 応募条件

(1) 応募要件

ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ（以下「グループ」という。）」のいずれかとする。

イ 単独事業者として応募する場合、応募者は、(2)で示す役割を単独で全て担い、(3)及び(4)で示す資格要件の全てに合致しなければならない。また、単独事業者について、代表企業と構成員の両方に該当するものとして取り扱う。

ウ グループとして応募する場合、その構成員を全て明らかにした上で、(2)で示す役割を各構成員で分担することとし、グループとして(3)で示す資格要件に全て合致し、構成員の全てが(4)で示す資格要件に全て合致しなければならない。また、構成員のうち、事業役割を担う代表者（以下「代表企業」という。）を1者選定し、代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。なお、一構成員が、複数の役割を担うことができる。

(2) 応募者の役割

応募者は、次に掲げる役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。

ア 事業役割・・・・・・本市との窓口となり、協議及び契約等の諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

イ 施工役割・・・・・・施工に関する業務を全て実施する。

ウ その他の役割・・・・・・ア及びイ以外の調査・設計、機器調達等に関する業務を実施する。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループとして応募する場合、グループでこれらの要件を満たすこと。

ア 参加表明書及び資格確認書類により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。

なお、計測・検証については、官庁施設におけるE S C O事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

ウ 施設を対象としたLED照明の設置^{※1}において、平成21年4月1日以降に元請^{※2}として完成^{※3}した工事又は施工役割として実施したE S C O事業のうち、1施設当たりの施工面積^{※4}が2, 200㎡以上の実績を1件以上有すること。

※1 建築物に設置される器具の新設又は更新をいい、ランプ交換でのLED化は含まない。

※2 元請とは、発注者と直接契約を締結した者とする。

※3 E S C O事業においてはサービス開始日とする。なお、サービス期間を設けていない場合は事業完了日とする。

※4 施工面積は、LED照明が照らす床面積とし、施設内の照明を全て施工した場合の施工面積は、延べ面積とする。

(4) 応募者（グループとして応募する場合、全ての構成員）は、次の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者であること。

4 手続き等

(1) 担当課

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市役所北庁舎5階

教育委員会事務局総務部施設課

電 話 082-504-2472（直通）

FAX 082-504-2142

E-mail kyo-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

(2) 募集要項等の交付方法

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、担当課において交付する。

なお、事業効果算出表（様式3-6）、照明器具一覧兼事業費算出表（様式3-7）、SP図面（事業費効果算出用）、昭和61年電気設備工事標準図（事業費効果算出用）、既存図面及びウォークスルー日程調整表について、応募者は、担当課へ電話のうえ、様式1-1により申請を行うこと。

・ 交付期間

公示日から令和7年3月3日（月）までの8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア 募集要項等に関する質問がある場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

・ 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年2月27日（木）まで

イ アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降において、本市のホームページからダウンロードできる。

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ (イ)及び(ウ)について、配付希望者は、担当課への電話又は電子メールにより申請書類の様式等の配付申込を行うこと。

ア 受付期間

令和7年 2月20日（木）から令和7年3月4日（火）まで

イ 提出書類

(ア) 次の提出書類にインデックスを付け、1部提出すること。

なお、(イ)又は(ウ)に該当する場合、(ア)に示す書類と併せて提出すること。

- a 参加表明書（様式1－3）
- b グループ構成表（様式1－4）
- c 施設照明LED化事業実施実績一覧表（様式1－5）
- d 誓約書（様式1－6）
- e 広島市税の納税証明書（写し可）

（本市への納税義務がない者にあつては申立書（広島市税用）（様式1－7））

- f 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

(イ) 施工役割以外の構成員で広島市建設工事競争入札参加資格の「令和5・6年度」に登録されていない者（認定工種は問わない。）又は広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」に登録されていない者（登録種目は問わない。）

- a 申請書類確認表
- b 参加資格確認申請書
- c 履歴事項全部証明書
- d 財務諸表の写し
- e 申立書
- f 誓約書

(ウ) 施工役割の構成員で広島市建設工事競争入札参加資格の「令和5・6年度」の「電気工事」で認定されていない者

- a 建設工事提出書類一覧
- b 参加資格確認申請書
- c 委任状
- d 履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可とする。）
- e 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- f 建設業許可（電気工事）が確認できる書類

g 営業所一覧表

h 営業所等調書兼実態調査同意書

(5) 提案書の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

提案書について、提出後の差替えはできないものとする。

ア 受付期間

令和7年3月10日（月）から令和7年3月19日（水）まで

イ 提案書提出書類

- (ア) 提案書提出届（様式3-1）
- (イ) 事業実施計画（様式3-2）
- (ウ) 使用機器の性能・信頼性（様式3-3）
- (エ) 施工計画（様式3-4）
- (オ) 保証期間の対応（様式3-5）
- (カ) 事業効果算出表（様式3-6）
- (キ) 照明器具一覧兼事業費算出表（様式3-7）
- (ク) その他有効な提案（様式3-8）

ウ イの提出書類をA4縦長ファイルに綴じ、次のとおり提出すること。

- (ア) 提案書（本書）：1部（称号や代表企業名等を記載し、押印したもの）
提案書（評価用）：10部（本市が指定した名称のみを記載したもの）
- (イ) 提案書（評価用）の内容を記録したCD-R又はDVD-R等の光学メディア：1部

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査内容及び特定基準

「福木小学校ほか16校校舎照明LED化ESCO事業特定基準」（以下「特定基準」という。）のとおり。

(2) 審査の流れ

「募集要項」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年3月下旬に応募者に文書で通知するとともに、本市のホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 応募価格が、事業費限度額を超えている場合

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者資格等を有しない者のした提案書の提出及び提案書の提出に関する条件に違反したものの提案書は無効とする。
- (3) その他、詳細は「募集要項」のとおり。